



LOGLY



2024年6月13日

各位

会社名 ログリー株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉永 浩和
(コード番号: 6579 東証グロース)
問合せ先 取締役 岸本 雅久
(TEL. 03-6277-5617)
(URL. <https://corp.logly.co.jp/>)

「第18回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

当社「第18回定時株主総会招集ご通知」に一部訂正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって、下記のとおり訂正いたします。

記

【訂正箇所および 訂正内容】

「第18回定時株主総会招集ご通知」 27ページから28ページ（訂正箇所は下線で表示しております）

【訂正前】

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の遂行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- ①取締役会等において、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、重要な書類等を閲覧し、必要に応じて説明を求めるとともに、会社の内部統制部門、内部監査部門と連携して、業務及び財産の状況につき調査等を行いました。内部統制システムの構築及び運用の状況についても、取締役及び内部監査部門等から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
また、子会社については、適宜、事業の報告を受け、業務執行をモニタリングしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、取締役会議事録等につき円滑に作成されるよう改善を要するほかに、特段指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

ログリー株式会社 監査等委員会
監査等委員 橋本 訓 幸 ㊟
監査等委員 笹部 秀 樹 ㊟
監査等委員 川口 幸 作 ㊟

(注) 監査等委員 橋本訓幸、笹部秀樹及び川口幸作は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

【訂正後】

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の遂行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- ① 取締役会等において、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、重要な書類等を閲覧し、必要に応じて説明を求めるとともに、会社の内部統制部門、内部監査部門と連携して、業務及び財産の状況につき調査等を行いました。内部統制システムの構築及び運用の状況についても、取締役及び内部監査部門等から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
また、子会社については、適宜、事業の報告を受け、業務執行をモニタリングしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと思料します。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、取締役会議事録等につき円滑に作成されるよう改善を要すること、事業報告・計算書類の監査法人や監査等委員への早期提供、財務報告の信頼性向上等のため体制の充実に注力すべきことのほかに、特段指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

ログリー株式会社 監査等委員会
監査等委員 橋本 訓 幸 ㊟
監査等委員 笹部 秀 樹 ㊟
監査等委員 川口 幸 作 ㊟

(注) 監査等委員 橋本訓幸、笹部秀樹及び川口幸作は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上